

# 令和6年度予算説明資料③

## 事業の概要

( 国民健康保険事業特別会計 )  
( 後期高齢者医療特別会計 )  
( 介護保険事業特別会計 )



# 加 須 市

## 目 次

1 国民健康保険事業特別会計 .....	1
2 後期高齢者医療特別会計 .....	4
3 介護保険事業特別会計 .....	5

# 1 国民健康保険事業特別会計

(単位:千円)

No.	款	項	目	事業【所管課】	予算額	目的	概要	令和6年度実施内容
1	01	01	01	国民健康保険一般管理事業 【国保年金課】 《総合振興計画事業名:国民健康保険一般管理事業》	62,445	国民健康保険の健全運営を図るため、国民健康保険団体連合会の共同電算処理を活用するなどし、国民健康保険事業を適正かつ円滑に運営する。	国民健康保険会計の一般管理費を適正に執行するとともに、国民健康保険団体連合会へ業務委託等に係る負担金を支払う。	・医療費通知の発送 ・後発医薬品差額通知の発送 ・レセプトの点検 ・国民健康保険団体連合会共同電算処理等に係る負担金の支払い
2	01	01	02	連合会事業 【国保年金課】 《総合振興計画事業名:国民健康保険一般管理事業》	1,423	国民健康保険の健全運営を図るため、国民健康保険団体連合会の共同電算処理を活用するなどし、国民健康保険事業を適正かつ円滑に運営する。	国民健康保険団体連合会へ負担金を支払う。	・国民健康保険団体連合会への負担金の支払い
3	01	02	01	国民健康保険税賦課徴収事業 【国保年金課】	18,889	国民健康保険の健全運営を図るため、国民健康保険税の公平かつ公正な賦課徴収を行う。	国民健康保険税条例に基づき、適正かつ効率的な国民健康保険税の賦課徴収を行う。	・国民健康保険税の円滑な賦課徴収 ・未申告世帯に対する所得把握の徹底 ・口座振替の推奨 ・未就学児被保険者の均等割軽減 ・妊産婦の所得割及び均等割の免除
4	01	03	01	国民健康保険運営協議会事業 【国保年金課】 《総合振興計画事業名:国民健康保険一般管理事業》	244	国民健康保険事業及び直営診療所に関する重要事項を審議し、もって、国民健康保険事業等を適正、健全かつ円滑に運営する。	国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するための組織を適正に運営する。	・国保運営協議会の開催
5	02	01	01	一般被保険者療養給付事業 【国保年金課】 《総合振興計画事業名:保険給付事業》	7,860,300	国民健康保険の健全運営を図るため、被保険者の医療機関での受診費用のうち、保険者が負担する保険給付分を適正に支払う。	国民健康保険一般被保険者が医療機関等で受診した際の費用のうち、保険者が負担する保険給付分を医療機関等に支払う。	・一般被保険者療養給付に係る保険者負担金の支払い
6	02	01	02	退職被保険者等療養給付事業 【国保年金課】 《総合振興計画事業名:保険給付事業》	1	国民健康保険の健全運営を図るため、被保険者の医療機関での受診費用のうち、保険者が負担する保険給付分を適正に支払う。	国民健康保険退職被保険者が医療機関等で受診した際の費用のうち、保険者が負担する保険給付分を医療機関等に支払う。	・退職被保険者療養給付に係る保険者負担金の支払い
7	02	01	03	一般被保険者療養費支給事業 【国保年金課】 《総合振興計画事業名:保険給付事業》	52,000	国民健康保険の健全運営を図るため、被保険者の医療機関での受診費用のうち、保険者が負担する保険給付分を適正に支払う。	国民健康保険一般被保険者の療養費に係る保険者負担金を支払う。	・一般被保険者療養費に係る保険者負担金の支払い
8	02	01	04	退職被保険者等療養費支給事業 【国保年金課】 《総合振興計画事業名:保険給付事業》	1	国民健康保険の健全運営を図るため、被保険者の医療機関での受診費用のうち、保険者が負担する保険給付分を適正に支払う。	国民健康保険退職被保険者の療養費に係る保険者負担金を支払う。	・退職被保険者療養費に係る保険者負担金の支払い
9	02	01	05	診療報酬審査委託事業 【国保年金課】 《総合振興計画事業名:保険給付事業》	17,938	国民健康保険の健全運営を図るため、被保険者の医療機関での受診費用のうち、保険者が負担する保険給付分を適正に支払う。	診療報酬の審査支払事務について国民健康保険団体連合会へ委託し、迅速・適正かつ公平な処理を行う。	・レセプト審査支払委託手数料の支払い
10	02	02	01	一般被保険者高額療養費支給事業 【国保年金課】 《総合振興計画事業名:保険給付事業》	1,235,000	国民健康保険の健全運営を図るため、被保険者の医療機関での受診費用のうち、保険者が負担する保険給付分を適正に支払う。	国民健康保険一般被保険者の高額療養費に係る保険者負担金を支払う。	・一般被保険者高額療養費に係る保険者負担金の支払い
11	02	02	02	退職被保険者等高額療養費支給事業 【国保年金課】 《総合振興計画事業名:保険給付事業》	1	国民健康保険の健全運営を図るため、被保険者の医療機関での受診費用のうち、保険者が負担する保険給付分を適正に支払う。	国民健康保険退職被保険者の高額療養費に係る保険者負担金を支払う。	・退職被保険者高額療養費に係る保険者負担金の支払い

(単位:千円)

No.	款	項	目	事業【所管課】	予算額	目的	概要	令和6年度実施内容
12	02	02	03	一般被保険者高額介護合算療養費支給事業【国保年金課】 《総合振興計画事業名:保険給付事業》	1,200	国民健康保険の健全運営を図るため、被保険者の医療機関での受診費用のうち、保険者が負担する保険給付分を適正に支払う。	国民健康保険一般被保険者の高額介護合算療養費に係る保険者負担金を支払う。	・一般被保険者高額介護合算療養費に係る保険者負担金の支払い
13	02	02	04	退職被保険者等高額介護合算療養費支給事業【国保年金課】 《総合振興計画事業名:保険給付事業》	1	国民健康保険の健全運営を図るため、被保険者の医療機関での受診費用のうち、保険者が負担する保険給付分を適正に支払う。	国民健康保険退職被保険者の高額介護合算療養費に係る保険者負担金を支払う。	・退職被保険者高額介護合算療養費に係る保険者負担金の支払い
14	02	03	01	一般被保険者移送費支給事業【国保年金課】 《総合振興計画事業名:保険給付事業》	200	国民健康保険の健全運営を図るため、被保険者の医療機関での受診費用のうち、保険者が負担する保険給付分を適正に支払う。	国民健康保険一般被保険者の移送費に係る保険者負担金を支払う。	・一般被保険者移送費に係る保険者負担金の支払い
15	02	03	02	退職被保険者等移送費支給事業【国保年金課】 《総合振興計画事業名:保険給付事業》	1	国民健康保険の健全運営を図るため、被保険者の医療機関での受診費用のうち、保険者が負担する保険給付分を適正に支払う。	国民健康保険退職被保険者の移送費に係る保険者負担金を支払う。	・退職被保険者移送費に係る保険者負担金の支払い
16	02	04	01	出産育児一時金支給事業【国保年金課】	32,014	出産育児一時金を支給し、出産に要すべき費用の経済的負担の軽減を図る。	国民健康保険被保険者が出産した場合、出産育児一時金として最大48万8千円(産科医療補償制度加入者は50万円)を国民健康保険団体連合会を通じ、原則として医療機関へ直接支払う。	・出産育児一時金の支給
17	02	05	01	葬祭費支給事業【国保年金課】	12,000	国民健康保険被保険者の経済的負担を軽減するため、葬祭費を適正に支給する。	国民健康保険被保険者が死亡した際、その葬祭を行う者に対し、葬祭費5万円を支給する。	・葬祭費の支給
18	02	06	01	傷病手当金支給事業【国保年金課】	1	新型コロナウイルス感染症の感染拡大をできる限り防止するため、国民健康保険被保険者である被用者が感染した場合等に休みやすい環境を整備するため、傷病手当金を特例的・時限的に支給する。	国保被保険者である被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者又は発熱等の症状があり感染が疑われる者に傷病手当金を支給する。	・傷病手当金の支給
19	03	01	01	一般被保険者医療給付費納付事業【国保年金課】 《総合振興計画事業名:国民健康保険事業費納付金納付事業》	2,025,568	国民健康保険事業の県単位化により策定された「埼玉県国民健康保険運営基本方針」に基づき、国民健康保険の健全性を確保し、将来にわたり安定した持続可能な制度運営を図る。	国民健康保険一般被保険者の医療給付費分に係る国民健康保険事業費納付金を県に納付する。	・国民健康保険事業費納付金の支払い
20	03	02	01	一般被保険者後期高齢者支援金納付事業【国保年金課】 《総合振興計画事業名:国民健康保険事業費納付金納付事業》	774,967	国民健康保険事業の県単位化により策定された「埼玉県国民健康保険運営基本方針」に基づき、国民健康保険の健全性を確保し、将来にわたり安定した持続可能な制度運営を図る。	国民健康保険一般被保険者の後期高齢者支援金等分に係る国民健康保険事業費納付金を県に納付する。	・国民健康保険事業費納付金の支払い
21	03	03	01	介護納付金納付事業【国保年金課】 《総合振興計画事業名:国民健康保険事業費納付金納付事業》	229,424	国民健康保険事業の県単位化により策定された「埼玉県国民健康保険運営基本方針」に基づき、国民健康保険の健全性を確保し、将来にわたり安定した持続可能な制度運営を図る。	国民健康保険被保険者の介護納付金に係る国民健康保険事業費納付金を県に納付する。	・国民健康保険事業費納付金の支払い
22	04	01	01	その他共同拠出事業【国保年金課】	1	国民健康保険の健全運営を図るため、県内各保険者が拠出し、共同事業を実施する。	退職被保険者等該当者リスト作成し、退職被保険者資格の適正化を図る。	・国民健康保険団体連合会の共同事業による年金受給者リスト作成に対する費用負担

(単位:千円)

No.	款	項	目	事業【所管課】	予算額	目的	概要	令和6年度実施内容
23	05	01	01	財政安定化基金拠出金事業 【国保年金課】 《総合振興計画事業名:国民健康保険一般管理事業》	1	国民健康保険の健全運営を図るため、国民健康保険団体連合会の共同電算処理を活用するなどし、国民健康保険事業を適正かつ円滑に運営する。	特別な事情(災害や景気変動)が発生した県内市町村に対し、国・県・県内市町村で1/3ずつ拠出し合い、国民健康保険事業の財政の安定化を図る。	・県が設置する財政安定化基金への拠出
24	06	01	01	国民健康保険保養施設利用助成事業 【国保年金課】	1,230	国民健康保険(国民健康保険)の健全運営を図るため、保養施設利用助成を実施することにより、被保険者の疾病の予防及び健康の維持・増進を図る。	被保険者に対する保養施設利用料金(年度内1泊が限度)の助成を行う。 【助成額】 ・大人(中学生以上) 1泊3,000円 ・小人(小学生のみ) 1泊1,500円	・40歳以上の被保険者については国保健診(特定健診)の受診を条件とし、宿泊日数上限1泊 ・埼玉県国民健康保険団体連合会への保養施設利用負担金の支払い
25	06	01	02	国民健康保険人間ドック・脳ドック利用助成事業 【国保年金課】	22,450	国民健康保険に加入する市民の病気を予防するため、人間ドック・脳ドック受診に係る負担軽減を実施する。	国民健康保険被保険者に対する人間ドック・脳ドックの利用助成を行う。 助成額 人間ドック 20,000円 脳ドック 20,000円 併診ドック 30,000円 ※脳ドック及び併診ドックは済生会加須病院のみ対象	・人間ドック利用助成の実施 ・脳ドック利用助成の実施 ・併診ドック利用助成の実施 ・ドック利用助成事業についての周知(広報紙、ホームページ、窓口掲示等)
26	06	02	01	特定健康診査等事業 【いきいき健康長寿課】	102,748	国民健康保険に加入する市民の病気を予防するため、内臓脂肪型肥満に着目した健診や保健指導を実施し、対象者への早期介入・行動変容につなげる。	国民健康保険被保険者のうち、40歳から74歳までの方を対象とした特定健康診査を推進する。 また、特定健康診査の結果から指導が必要な受診者を情報提供レベル、動機付け支援レベル、積極的支援レベルに階層化し、そのレベルに合わせた特定保健指導を推進する。	・特定健康診査の実施 ・特定保健指導の実施 ・「健康診断受診率向上特別対策PT」による受診率向上に向けた全庁的な取り組みの実施 (人工知能を活用した受診率向上対策、集団健診の回数や内容等の改善による受診率向上等)
27	06	03	01	糖尿病性腎症重症化予防対策事業 【いきいき健康長寿課】	7,500	国民健康保険の健全運営を図るため、県内市町村が協力し、人工透析に移行すると高額な医療費がかかる糖尿病性腎症の重症化を予防し、医療費の抑制に努める。	特定健診受診者の検査結果から、糖尿病性腎症の疑いがある被保険者に対し、受診を促すとともに、レセプト・特定健診のデータから糖尿病性腎症の病期が2~4期の患者を対象に保健指導を実施する。	国保連共同事業:生活習慣病重症化予防対策事業の実施
28	07	01	01	一般被保険者保険税還付事業 【国保年金課】	16,000	国民健康保険税の更正による減額等に係る過納金を還付する。	当該年度以前に納付された一般被保険者に係る国民健康保険税の過納金を還付する。	・国民健康保険税過納金の還付
29	07	01	02	退職被保険者等保険税還付事業 【国保年金課】	1	国民健康保険税の更正による減額等に係る過納金を還付する。	当該年度以前に納付された退職被保険者に係る国民健康保険税の過納金を還付する。	・国民健康保険税過納金の還付
30	07	01	03	償還金 【国保年金課】	3	補助金等の精算に伴う償還金を滞滞なく適正に償還する。	当該年度以前に交付された国・県補助金等の精算に伴う償還金を支払う。	・償還金の支払い
31	07	01	04	一般被保険者還付加算 【国保年金課】	500	国民健康保険税の還付に伴う還付加算金を適正に支払う。	一般被保険者に係る国民健康保険税還付金に対して法令に基づく還付加算金を支払う。	・還付加算金の支払い
32	07	01	05	退職被保険者等還付加算 【国保年金課】	1	国民健康保険税の還付に伴う還付加算金を適正に支払う。	退職被保険者に係る国民健康保険税還付金に対して法令に基づく還付加算金を支払う。	・還付加算金の支払い
33	08	01	01	予備費 【国保年金課】	3,500	予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、歳出予算に計上する。	不測の事態が生じた場合、予備費充用により対応する。	・予算外の支出又は予算超過の支出に対する充用

## 2 後期高齢者医療特別会計

(単位:千円)

No.	款	項	目	事業【所管課】	予算額	目的	概要	令和6年度実施内容
1	01	01	01	後期高齢者医療一般管理事業 【国保年金課】  《総合振興計画事業名:後期高齢者医療一般管理事業》	3,687	後期高齢者医療事業を円滑に実施し、保険財政基盤の安定化を図る。	後期高齢者医療保険の加入資格に関する事務全般、医療給付や葬祭費等の受付を行う。事務経費の一部に一般会計からの繰出金を充当。	・被保険者資格(取得・喪失)に関する届出の受付 ・被保険者証(資格確認書)の引渡し、再交付 ・限度額認定証等の交付 ・医療給付等の窓口業務
2	01	01	02	後期高齢者保養施設利用助成事業 【国保年金課】	1,500	元気な高齢者を支援するため、後期高齢者の保養施設の利用に際し、宿泊費の助成を行う。	保険料などの滞納がない被保険者が、保養施設に宿泊した際、宿泊費の一部(年間1泊まで3,000円、健康診査受診等の要件有り)を助成する。	・保養施設宿泊費の助成 ・広報紙やホームページなどによるPR ・保養施設一覧表の窓口配備
3	01	01	03	後期高齢者人間ドック・脳ドック利用助成事業 【国保年金課】	4,800	元気な高齢者を支援するため、後期高齢者の人間ドック・脳ドック受検に係る金銭的負担を軽減する。	後期高齢者医療被保険者に対する人間ドック・脳ドックの利用助成を行う。 助成額 人間ドック 20,000円 脳ドック 20,000円 併診ドック 30,000円 ※ 脳ドック及び併診ドックは済生会加須病院のみ対象	・人間ドック、脳ドック、併診ドック(人間ドック・脳ドックの同時受検)利用助成の実施 ・制度のPR(保険料決定時に案内同封・ホームページ掲載)
4	01	02	01	後期高齢者医療保険料徴収事業 【国保年金課】	18,400	後期高齢者医療保険料を確実に収納することにより、広域連合の保険財政基盤の安定を図る。	保険料は、原則として特別徴収(年金天引き)の方法により、年6回(偶数月)に分けて徴収する。 特別徴収以外の普通徴収の場合、納付書または口座振替により、年8回(7月～2月)に分けて徴収する。	・被保険者証の年次更新、一斉交付 ・資格情報のお知らせの一斉送付 ・保険料決定通知書の送付 ・納付書の送付 ・督促状、催告書等の発送 ・電話催告、臨宅徴収の実施 ・滞納処分の実施
5	02	01	01	後期高齢者医療広域連合納付金 【国保年金課】  《総合振興計画事業名:後期高齢者医療一般管理事業》	1,650,713	後期高齢者医療事業を円滑に実施し、保険財政基盤の安定化を図る。	広域連合へ徴収保険料を納付する。低所得者や被用者保険の被扶養者に対する保険料軽減分の1/4相当額を一般会計から繰出し、広域連合へ納付する。	・徴収保険料の納付 ・保険基盤安定負担金の納付
6	03	01	01	還付金 【国保年金課】	4,000	後期高齢者医療保険料の更正による減額等に係る過納金を還付する。	当該年度以前に納付された後期高齢者医療被保険者に係る後期高齢者医療保険料の過納金を還付する。	・後期高齢者医療保険料過納金の還付
7	03	01	02	還付加算金 【国保年金課】	100	後期高齢者医療保険料の還付に伴う還付加算金を適正に支払う。	後期高齢者医療被保険者に係る後期高齢者医療保険料還付金に対して法令に基づく還付加算金を支払う。	・還付加算金の支払い
8	04	01	01	予備費 【国保年金課】	1,000	予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、歳入歳出予算に計上する。	不測の事態が生じた場合、予備費充用により対応する。	・予算外の支出又は予算超過の支出に対する充用

### 3 介護保険事業特別会計

(単位:千円)

No.	款	項	目	事業【所管課】	予算額	目的	概要	令和6年度実施内容
1	01	01	01	高齢者支援計画進行管理事業【高齢介護課】	321	高齢者福祉施策及び介護保険事業の円滑な実施を図るため、第5次高齢者支援計画(計画期間:令和6年度～令和8年度)に基づく施策を総合的・計画的に推進する。	計画の着実な達成と円滑な運営を行うため、計画に基づく事業の実施状況の点検、評価等を行う。	・事業の実施状況の点検、評価等 ・介護保険運営協議会の運営 ・高齢者相談センター及び地域密着型サービス運営委員会の運営
2	01	01	01	介護人材確保対策事業【高齢介護課】	1,271	長寿化に伴う介護需要の増加に対応するため、介護職員を確保し市民に良質な介護サービスを安定的に提供する体制の構築を図る。	多様な人材の介護分野への参入促進や、介護資格の取得を支援する等により、市内の介護施設等に従事する介護人材を確保する。	・介護に関する入門的研修等の実施 ・介護資格の取得に対する助成 ・介護の仕事に関する普及啓発
3	01	01	01	介護保険一般管理事業【高齢介護課】	15,624	高齢者の自立支援を推進するため、介護保険事業を安定的、効率的に運営する。	介護保険電算システムの維持管理、事務用品の調達など介護保険の運営に係る一般的な事務を行う。	・事務用品購入 ・各種通知の作成、発送 ・システム運用
4	01	02	01	介護保険料賦課徴収事業【高齢介護課】	12,393	介護保険給付費及び地域支援事業費の財源の一部を確保する。	介護保険法第129条に基づき、第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料の賦課及び徴収を行う。特に普通徴収対象者に対し、口座振替を推奨する。	・第1号被保険者に係る介護保険料の賦課、徴収 ・65歳年齢到達者への保険料口座振替推奨文書の送付
5	01	03	01	介護認定審査会事業【高齢介護課】 《総合振興計画事業名:介護認定事業》	21,693	高齢者が介護保険の給付を受けるため、介護の必要の程度(要介護度)を決定する。	要介護認定申請に基づき、訪問調査や主治医意見書の取得、認定審査会に係る事務を行い、認定審査会で認定した介護度を申請者へ通知する。	・認定審査会の開催と要介護度の認定 ・認定審査委員研修への参加
6	01	03	02	認定調査事業【高齢介護課】 《総合振興計画事業名:介護認定事業》	71,012	高齢者が介護保険の給付を受けるため、介護の必要の程度(要介護度)を決定する。	要介護認定申請に基づき、訪問調査や主治医意見書の取得、認定審査会に係る事務を行い、認定審査会で認定した介護度を申請者へ通知する。	・認定調査の実施及び必要資料の収集 ・主治医意見書の依頼及び取得 ・認定調査員研修への参加
7	02	01	01	居宅介護サービス給付事業【高齢介護課】 《総合振興計画事業名:介護保険給付事業》	3,676,125	介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国)施設20%、居宅25% (県)施設17.5%、居宅12.5% (市)施設12.5%、居宅12.5% (保険料)1号被保険者23%、2号被保険者27%	・利用者負担を除く居宅介護サービス費用の保険給付
8	02	01	02	特例居宅介護サービス給付事業【高齢介護課】 《総合振興計画事業名:介護保険給付事業》	1	介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国)施設20%、居宅25% (県)施設17.5%、居宅12.5% (市)施設12.5%、居宅12.5% (保険料)1号被保険者23%、2号被保険者27%	・利用者負担を除く特例居宅介護サービス費用の保険給付(償還払い分)
9	02	01	03	地域密着型介護サービス給付事業【高齢介護課】 《総合振興計画事業名:介護保険給付事業》	892,382	介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国)施設20%、居宅25% (県)施設17.5%、居宅12.5% (市)施設12.5%、居宅12.5% (保険料)1号被保険者23%、2号被保険者27%	・利用者負担を除く地域密着型介護サービス費用の保険給付

(単位:千円)

No.	款	項	目	事業【所管課】	予算額	目的	概要	令和6年度実施内容
10	02	01	04	特例地域密着型介護サービス給付事業【高齢介護課】 《総合振興計画事業名:介護保険給付事業》		1 介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国)施設20%、居宅25% (県)施設17.5%、居宅12.5% (市)施設12.5%、居宅12.5% (保険料)1号被保険者23%、2号被保険者27%	・利用者負担を除く特例地域密着型介護サービス費用の保険給付(償還払い分)
11	02	01	05	施設介護サービス給付事業【高齢介護課】 《総合振興計画事業名:介護保険給付事業》	3,993,209	1 介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国)施設20%、居宅25% (県)施設17.5%、居宅12.5% (市)施設12.5%、居宅12.5% (保険料)1号被保険者23%、2号被保険者27%	・利用者負担を除く施設介護サービス費用の保険給付
12	02	01	06	特例施設介護サービス給付事業【高齢介護課】 《総合振興計画事業名:介護保険給付事業》		1 介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国)施設20%、居宅25% (県)施設17.5%、居宅12.5% (市)施設12.5%、居宅12.5% (保険料)1号被保険者23%、2号被保険者27%	・利用者負担を除く特例施設介護サービス費用の保険給付(償還払い分)
13	02	01	07	居宅介護福祉用具購入事業【高齢介護課】 《総合振興計画事業名:介護保険給付事業》	9,879	1 介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国)施設20%、居宅25% (県)施設17.5%、居宅12.5% (市)施設12.5%、居宅12.5% (保険料)1号被保険者23%、2号被保険者27%	・利用者負担を除く居宅介護福祉用具購入費用の保険給付
14	02	01	08	居宅介護住宅改修事業【高齢介護課】 《総合振興計画事業名:介護保険給付事業》	21,043	1 介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国)施設20%、居宅25% (県)施設17.5%、居宅12.5% (市)施設12.5%、居宅12.5% (保険料)1号被保険者23%、2号被保険者27%	・利用者負担を除く居宅介護住宅改修費用の保険給付
15	02	01	09	居宅介護サービス計画給付事業【高齢介護課】 《総合振興計画事業名:介護保険給付事業》	455,799	1 介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国)施設20%、居宅25% (県)施設17.5%、居宅12.5% (市)施設12.5%、居宅12.5% (保険料)1号被保険者23%、2号被保険者27%	・居宅介護サービス計画費用の保険給付



(単位:千円)

No.	款	項	目	事業【所管課】	予算額	目的	概要	令和6年度実施内容
16	02	01	10	特例居宅介護サービス計画給付事業【高齢介護課】 《総合振興計画事業名:介護保険給付事業》		1 介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国)施設20%、居宅25% (県)施設17.5%、居宅12.5% (市)施設12.5%、居宅12.5% (保険料)1号被保険者23%、2号被保険者27%	・特例居宅介護サービス計画給付費用の保険給付(償還払い分)
17	02	02	01	介護予防サービス給付事業【高齢介護課】 《総合振興計画事業名:介護保険給付事業》	76,218	1 介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国)施設20%、居宅25% (県)施設17.5%、居宅12.5% (市)施設12.5%、居宅12.5% (保険料)1号被保険者23%、2号被保険者27%	・利用者負担を除く介護予防サービス費用の保険給付
18	02	02	02	特例介護予防サービス給付事業【高齢介護課】 《総合振興計画事業名:介護保険給付事業》		1 介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国)施設20%、居宅25% (県)施設17.5%、居宅12.5% (市)施設12.5%、居宅12.5% (保険料)1号被保険者23%、2号被保険者27%	・利用者負担を除く特例介護予防サービス費用の保険給付(償還払い分)
19	02	02	03	地域密着型介護予防サービス給付事業【高齢介護課】 《総合振興計画事業名:介護保険給付事業》	7,707	1 介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国)施設20%、居宅25% (県)施設17.5%、居宅12.5% (市)施設12.5%、居宅12.5% (保険料)1号被保険者23%、2号被保険者27%	・利用者負担を除く地域密着型介護予防サービス費用の保険給付
20	02	02	04	特例地域密着型介護予防サービス給付事業【高齢介護課】 《総合振興計画事業名:介護保険給付事業》		1 介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国)施設20%、居宅25% (県)施設17.5%、居宅12.5% (市)施設12.5%、居宅12.5% (保険料)1号被保険者23%、2号被保険者27%	・利用者負担を除く特例地域密着型介護予防サービス費用の保険給付(償還払い分)
21	02	02	05	介護予防福祉用具購入事業【高齢介護課】 《総合振興計画事業名:介護保険給付事業》	1,571	1 介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国)施設20%、居宅25% (県)施設17.5%、居宅12.5% (市)施設12.5%、居宅12.5% (保険料)1号被保険者23%、2号被保険者27%	・利用者負担を除く介護予防福祉用具購入費用の保険給付

(単位:千円)

No.	款	項	目	事業【所管課】	予算額	目的	概要	令和6年度実施内容
22	02	02	06	介護予防住宅改修事業 【高齢介護課】  《総合振興計画事業名:介護保険給付事業》	8,478	介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国)施設20%、居宅25% (県)施設17.5%、居宅12.5% (市)施設12.5%、居宅12.5% (保険料)1号被保険者23%、2号被保険者27%	・利用者負担を除く介護予防住宅改修費用の保険給付
23	02	02	07	介護予防サービス計画給付事業 【高齢介護課】  《総合振興計画事業名:介護保険給付事業》	21,450	介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国)施設20%、居宅25% (県)施設17.5%、居宅12.5% (市)施設12.5%、居宅12.5% (保険料)1号被保険者23%、2号被保険者27%	・介護予防サービス計画費用の保険給付
24	02	02	08	特例介護予防サービス計画給付事業 【高齢介護課】  《総合振興計画事業名:介護保険給付事業》	1	介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国)施設20%、居宅25% (県)施設17.5%、居宅12.5% (市)施設12.5%、居宅12.5% (保険料)1号被保険者23%、2号被保険者27%	・特例介護予防サービス計画費用の保険給付(償還払い分)
25	02	03	01	介護報酬審査委託事業 【高齢介護課】  《総合振興計画事業名:介護保険給付事業》	5,210	介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国)施設20%、居宅25% (県)施設17.5%、居宅12.5% (市)施設12.5%、居宅12.5% (保険料)1号被保険者23%、2号被保険者27%	・国民健康保険団体連合会への利用者負担を除く介護(予防)サービス費用の保険給付に係る審査支払手数料の支払
26	02	04	01	高額介護サービス事業 【高齢介護課】  《総合振興計画事業名:介護保険給付事業》	239,956	介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国)施設20%、居宅25% (県)施設17.5%、居宅12.5% (市)施設12.5%、居宅12.5% (保険料)1号被保険者23%、2号被保険者27%	・要介護認定者の保険対象サービスの1ヶ月の自己負担額が負担限度額を超えた場合の超過分に係る払い戻し
27	02	04	02	高額介護予防サービス事業 【高齢介護課】  《総合振興計画事業名:介護保険給付事業》	1	介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国)施設20%、居宅25% (県)施設17.5%、居宅12.5% (市)施設12.5%、居宅12.5% (保険料)1号被保険者23%、2号被保険者27%	・要支援認定者の保険対象サービスの1ヶ月の自己負担額が負担限度額を超えた場合の超過分に係る払い戻し

(単位:千円)

No.	款	項	目	事業【所管課】	予算額	目的	概要	令和6年度実施内容
28	02	05	01	高額医療合算介護サービス事業 【高齢介護課】 《総合振興計画事業名:介護保険給付事業》	31,799	介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国)施設20%、居宅25% 12.5% (市)施設12.5%、居宅12.5% (保険料)1号被保険者23%、2号被保険者27%	・要介護認定者の医療費と介護保険対象サービスの自己負担額の1年分を合算した額が、負担限度額を超えた場合の超過分に係る払い戻し
29	02	05	02	高額医療合算介護予防サービス事業 【高齢介護課】 《総合振興計画事業名:介護保険給付事業》	1	介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国)施設20%、居宅25% 12.5% (市)施設12.5%、居宅12.5% (保険料)1号被保険者23%、2号被保険者27%	・要支援認定者の医療費と介護保険対象サービスの自己負担額の1年分を合算した額が、負担限度額を超えた場合の超過分に係る払い戻し
30	02	06	01	特定入所者介護サービス事業 【高齢介護課】 《総合振興計画事業名:介護保険給付事業》	355,123	介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国)施設20%、居宅25% 12.5% (市)施設12.5%、居宅12.5% (保険料)1号被保険者23%、2号被保険者27%	・要介護認定を受けてショートステイ、施設サービスを利用する低所得者の食費及び居住費の軽減に係る保険給付
31	02	06	02	特例特定入所者介護サービス事業 【高齢介護課】 《総合振興計画事業名:介護保険給付事業》	1	介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国)施設20%、居宅25% 12.5% (市)施設12.5%、居宅12.5% (保険料)1号被保険者23%、2号被保険者27%	・要介護認定を受けてショートステイ、施設サービスを利用する低所得者の食費及び居住費の軽減に係る保険給付(償還払い分)
32	02	06	03	特定入所者介護予防サービス事業 【高齢介護課】 《総合振興計画事業名:介護保険給付事業》	607	介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国)施設20%、居宅25% 12.5% (市)施設12.5%、居宅12.5% (保険料)1号被保険者23%、2号被保険者27%	・要支援認定を受けてショートステイを利用する低所得者の食費及び居住費の軽減に係る保険給付
33	02	06	04	特例特定入所者介護予防サービス事業 【高齢介護課】 《総合振興計画事業名:介護保険給付事業》	1	介護を必要とする高齢者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要介護認定者が必要なサービスをサービス提供事業者から受けた場合に利用者負担を除くサービス費用を保険給付する。 (国)施設20%、居宅25% 12.5% (市)施設12.5%、居宅12.5% (保険料)1号被保険者23%、2号被保険者27%	・要支援認定を受けてショートステイを利用する低所得者の食費及び居住費の軽減に係る保険給付(償還払い分)
34	03	01	01	介護保険給付費準備基金事業 【高齢介護課】	103	介護保険料の上昇軽減に充てるため、「介護保険給付費準備基金」への積立を行う。	「介護保険給付費準備基金」の適正管理(介護保険法に基づく介護保険財政の決算剰余金の積立、基金取崩し)を行う。	・「介護保険給付費準備基金」への積立 ・「介護保険給付費準備基金」取崩し(保険料上昇抑制分)

(単位:千円)

No.	款	項	目	事業【所管課】	予算額	目的	概要	令和6年度実施内容
35	04	01	01	介護予防・生活支援サービス等事業【高齢介護課】	172,860	高齢者が要介護状態等になることの予防又は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止を図る。	要支援状態にある高齢者に対し、一人ひとりの健康状態に応じた多様な訪問・通所サービスを提供する。	・指定事業所による元気あつぷ通所又は訪問サービス(S・A)の提供 ・委託事業者による元気あつぷ通所サービスC(短期集中型)の実施 ・登録団体による元気あつぷ訪問サービスBの提供 ・高額介護予防サービス費相当事業費等の支給
36	04	01	02	介護予防ケアマネジメント事業【高齢介護課】 《総合振興計画事業名:介護予防ケアマネジメント事業》	16,800	高齢者が要介護状態等になることの予防又は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止を図り、高齢者が地域において自立した日常生活を送ることができるようにする。	国民健康保険団体連合会に対し、介護予防ケアマネジメントの実施に要した費用(負担金)を支払う。	・国民健康保険団体連合会に対する介護予防ケアマネジメント事業費負担金の支払
37	04	01	03	介護報酬審査委託事業【高齢介護課】 《総合振興計画事業名:介護予防ケアマネジメント事業》	394	高齢者が要介護状態等になることの予防又は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止を図り、高齢者が地域において自立した日常生活を送ることができるようにする。	国民健康保険団体連合会に対し、介護予防・日常生活支援総合事業に係る審査支払手数料を支払う。	・国民健康保険団体連合会に対する審査支払手数料(介護予防・日常生活支援総合事業分)の支払
38	04	02	01	筋力アップトレーニング事業【いきいき健康長寿課】	4,961	生活習慣病予防と介護予防の視点を充実させ、医療費の削減効果を目的とし、健康でいきいきと暮らすことができる健康長寿社会を目指す。	概ね50歳以上の参加希望者に対し、筋トレ健康診査による運動可否判定を行い、運動が可能な方を対象に体力測定を実施する。個別運動プログラムに基づき、筋力トレーニングとエアロバイクなどの有酸素運動を取り入れたトレーニングを週1回開催する。筋トレ修了生の後方支援も実施していく。	・第21期生募集 ・第21期生の参加者を自主活動へつなぐ支援 ・筋トレ修了生の後方支援
39	04	02	01	ふれあいサロン事業【いきいき健康長寿課】	5,027	高齢者が身近な場所で仲間と交流できる場を提供し、おしゃべりや運動の機会を増やすことで、閉じこもりや認知機能の低下を予防する。	介護予防サポーターや地域と協働し、高齢者の仲間作りや活動の場を提供する。	・新規ふれあいサロンの開設と把握、民間施設の活用 ・サロンの動継続支援 ・高齢者相談センター及びシルバー人材センターとの連携 ・介護予防サポーターへの謝金の支払 ・医療専門職によるフレイル予防の健康教室や相談を実施
40	04	02	01	元気はつらつ介護予防事業【いきいき健康長寿課】	1,765	高齢者が主体的に介護予防活動に取り組めるようにする。	個々の高齢者の活動レベルや役割レベルの向上をもち、一人ひとりの生きがいや自己実現への取り組みを支援する。また、支援する側の介護予防サポーターを養成し、地域の高齢者を支える仕組みづくりを行う。	・介護予防に関する普及啓発(DVDの配布) ・介護予防サポーター養成講座、サポーター会議の開催 ・低栄養、口腔機能低下の予防のための普及啓発(教室の開催等) ・介護予防教室の開催
41	04	02	01	要支援高齢者把握事業【いきいき健康長寿課】	4,483	高齢者の実態を把握し、介護予防・日常生活支援総合事業等につなげることにより、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を図る。	後期高齢者の質問票等を活用して要介護等認定を受けていない高齢者の健康状態を把握し、生活機能の低下がみられる高齢者に対し、介護予防・日常生活支援総合事業等への参加を促す。	地域からの情報提供や後期高齢者の質問票等を活用した機能低下者の把握

(単位:千円)

No.	款	項	目	事業【所管課】	予算額	目的	概要	令和6年度実施内容
42	04	03	01	高齢者相談センター運営委託事業【高齢介護課】	175,035	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。	高齢者相談センター業務を市内の6箇所の社会福祉法人に委託して実施する。 ・包括的支援事業 ・指定介護予防支援事業 ・第一号介護予防支援事業 ・一般介護予防事業 ・地域ケア会議 ・地域プロンズ会議事業 ・認知症総合支援事業	・包括的支援事業(総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援)の実施 ・指定介護予防支援等の実施 ・一般介護予防事業(ふれあいサロン事業等)の実施 ・認知症総合支援事業の実施 ・地域ケア会議の開催等 ・地域プロンズ会議の運営支援
43	04	03	01	高齢者相談センター指導監督事業【高齢介護課】	59,815	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするための様々な取り組みを、地域で一体的に実施する役割を担う中核的機関として高齢者相談センターを機能させる。	高齢者相談センター運営委託業務の企画立案及び連携、高齢者相談センター定例会議の開催、高齢者相談センターへの指導監督等を行う。	・高齢者相談センター運営委託業務の企画立案・連携 ・高齢者相談センター(6か所)の委託 ・高齢者相談センター定例会議の開催 ・高齢者相談センターへの指導監督
44	04	03	01	高齢者総合相談支援事業【高齢介護課】	4,529	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようにする。	高齢者及びその家族からの相談をワンストップで受け止め、高齢者相談センターをはじめとする関係機関や保健・医療・福祉などのサービス又は制度につなげる支援を行う。また、そのためのネットワークの構築を行う。	・高齢者相談センターとの連携
45	04	03	01	権利擁護事業【高齢介護課】	3,934	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、権利侵害を受けている人とその家族に対する支援を適切に行う。また、身寄りがなく、自らの権利を護れない高齢者を支える体制を整える。	高齢者虐待等の権利侵害に対する個別支援、高齢者等虐待及び消費者被害防止ネットワーク会議の開催、高齢者虐待対応専門職チーム派遣の活用等による関係機関との情報共有、高齢者虐待等の防止に関する普及啓発、成年後見の市長申立て及び後見人等への報酬助成を行う。	・高齢者等虐待及び消費者被害防止ネットワーク会議等の開催 ・高齢者虐待対応専門職チーム派遣の活用 ・高齢者虐待等の防止に関する普及啓発 ・成年後見の市長申立て及び後見人等への報酬助成 ・高齢者相談センター等の関係機関との連携
46	04	03	01	地域ケア会議推進事業【高齢介護課】	383	介護支援専門員によるケアマネジメントの質の向上を図ることによって、高齢者の自立、要介護状態となることの予防又は要介護状態の重度化の防止を図る。	・地域ケア個別会議(市が主催する自立支援型地域ケア会議と高齢者相談センターが主催する地域ケア個別会議)及び地域ケア推進会議を開催する。 ・地域ケア個別会議の開催を通じて地域課題を把握し、地域ケア推進会議で検討し、高齢者施策を検討する際の参考とする。	・地域ケア個別会議(自立支援型地域ケア会議)の開催 ・地域ケア推進会議の開催 ・高齢者相談センターとの連携 ・居宅介護支援事業所、介護保険サービス事業所向け研修会の開催
47	04	03	01	地域プロンズ会議事業【高齢介護課】	9,781	何らかの支援を必要とする高齢者を地域で支え合う仕組みを構築し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにする。	・地域で高齢者を支え合う仕組みについて検討する地域プロンズ会議の設置の促進及び開催支援を行う。 ・地域ニーズの把握と地域資源のマッチング等を行う生活支援コーディネーターを配置する。 ・介護予防・生活支援サービスの担い手となる高齢者等の養成を行う。 ・地域包括ケアシステムに関する普及啓発を行う。	・第1層プロンズ会議(介護保険運営協議会)の運営 ・第2層及び第3層プロンズ会議の活動支援 ・第1層、第2層、第3層プロンズ会議による情報共有及び協働による生活支援サービスの実施 ・生活支援コーディネーター(社協委託)等による既存の担い手との連携及び新たな担い手の養成
48	04	03	01	住宅改修手続支援事業【高齢介護課】	33	住宅改修費の支給申請手続等を支援する指定居宅介護支援事業者等に対し、理由書作成手数料を支払うことにより、住宅改修を必要とする高齢者を支援する。	介護保険の住宅改修のみを行う場合は、住宅改修費の支給申請手続等を支援する介護支援専門員等に対し居宅介護支援費が支給されないため、理由書の作成手数料(税別2,000円)を支払い、住宅改修のみを希望する高齢者を支援する。	・介護支援専門員等への理由書作成手数料の支払い

(単位:千円)

No.	款	項	目	事業【所管課】	予算額	目的	概要	令和6年度実施内容
49	04	03	01	認知症サポーター養成研修事業【高齢介護課】	147	認知症の人とその家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進する。	別途研修を修了した講師(キャラバン・メイト)による認知症サポーター養成講座(講座内容…認知症の基礎知識、早期診断・治療の重要性等、講座時間…90分程度)を開催し、修了者には、サポーターの証となる「埼玉県認知症サポーター証」を交付する。	・認知症サポーター養成講座の開催 ・キャラバン・メイト、認知症地域支援推進員交流会の開催 ・認知症サポーターステップアップ講座の開催 ・チームオレンジの設置促進
50	04	03	01	認知症総合支援事業【高齢介護課】	1,603	認知症になっても、住み慣れた地域で可能な限り長く在宅で安心して住み続けられるようにする。	市民の認知症に対する理解を深めるとともに、認知症の人及びその家族等への支援を強化する。	・認知症ケアパスの周知 ・認知症カフェの設置促進(補助) ・認知症地域支援推進員との連携の推進 ・認知症初期集中支援チームの運営 ・チームオレンジの設置促進
51	04	03	01	行方不明高齢者等早期発見支援事業【高齢介護課】	109	認知症の人の安全の確保と介護する家族の介護負担の軽減を図る。	・市と協定を結んだ事業者が実施する位置探索サービス(認知症高齢者等が所在不明となった場合に現在位置を探索し、必要に応じて緊急対応員が現場に急行するサービス)の利用対象者に対し、サービスの利用費用の一部を助成する。 ・認知症高齢者を家族の希望により台帳に登録し、登録者に番号が印字されたステッカーを配付し、高齢者の靴に貼ってもらうことによって、行方不明時の早期発見につなげる。	・位置特定端末の利用に係る費用の一部助成 ・行方不明高齢者等早期発見ステッカーの配付 ・市民が所在不明になった際の県内他市町村への早期発見協力依頼(メールによる一斉送信)※家族からの依頼があった場合のみ
52	04	03	01	在宅医療・介護連携推進事業【高齢介護課】	12,832	医療や介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で人生の最期まで暮らし続けられるようにする。	・地域の医療・介護サービス資源の把握 ・在宅医療・介護連携に関する課題の抽出 ・在宅医療・介護サービス提供体制の構築 ・在宅医療・介護連携に関する相談支援 ・市民への普及啓発 ・多職種間の情報共有の支援 ・在宅医療・介護関係者の研修 ・県及び近隣市との連携 ・認知症施策の推進	・在宅医療・介護連携推進委員会での協議・検討 ・在宅医療・介護相談窓口の設置・運営(委託) ・医療・介護情報を共有するICTシステムの運営(委託) ・認知症施策について医療機関と連携 ・市民への普及啓発(市民に対する講演会の開催等)
53	04	03	01	介護給付適正化事業【高齢介護課】	816	介護保険料の上昇と介護給付費の増大化を抑制するため、不適切な給付の防止と適切な介護サービスの確保を図り、適正な制度運営を行う。	3事業(要介護認定の適正化、ケアプランの点検、医療情報との突合・縦覧点検)および任意事業の介護給付費通知のほか、事業者への指導監督や研修会等の開催に取り組む。	・認定調査状況チェック ・ケアプランの点検 ・住宅改修、福祉用具の実態調査 ・医療情報との突合、縦覧点検 ・介護給付費の利用者への通知(年2回) ・苦情、相談等の適切な把握、分析と指導監督 ・制度、運営状況等の周知 ・軽度者等に対する福祉用具貸与の例外給付の事前確認
54	05	01	01	第1号被保険者保険料還付事業【高齢介護課】	5,000	保険給付及び地域支援事業の財源の一部である保険料を適切に管理する。	第1号被保険者に係る異動情報等を基に保険料の算定(賦課及び還付)を行う。	・資格喪失(死亡・転出・出国)や特別徴収停止に係る第1号被保険者への保険料の還付
55	05	01	02	償還金【高齢介護課】	4	介護保険事業及び地域支援事業の健全な運営	介護保険事業費及び地域支援事業費について、負担金や補助金の法定負担割合額の過不足を確認し、過大な場合には、国・県・支基金・市に返還する。	・介護保険事業費及び地域支援事業費の精算による、国、県、支基金、市への返還

(単位:千円)

No.	款	項	目	事業【所管課】	予算額	目的	概要	令和6年度実施内容
56	05	01	03	第1号被保険者還付加算 【高齢介護課】	5	保険給付及び地域支援事業の財源の一部である保険料を適切に管理する。	第1号被保険者に係る異動情報等を基に保険料の算定(賦課及び還付)を行う。	・資格喪失(死亡・転出・出国)や特別徴収停止に係る第1号被保険者への保険料の還付
57	06	01	01	予備費 【高齢介護課】	3,000	予算外の支出又は予算超過の支出に充てる。	不測の事態が生じた場合、予備費充用により対応する。	・予算外の支出又は予算超過の支出に対応